

標準誤差の範囲を調整することは基本的には許されない、ということが確認されたものであると思われる。

#### 4. 意 義

本件は死刑に関して、改定前の古くなった基準を用いる CCA の知的障害の認定方法は第8修正に違反するとし、近時の医学基準に基づいた知的障害の認定を行うことを求めた点に意義があるといえる。このような判示については、今後、医学界の近時の基準を依然として採用していない州での訴訟が生じる可能性があると思われる他、このような基準にどの程度従わなければならないのかという問題は尚も残ると思われ、今後も動向に注目する必要があると思われる。

### **Grady v. North Carolina, 135 S.Ct. 1368 (2015)**

伊 藤 徳 子\*

州が、個人の移動状況を追跡する目的で、同意なく人の身体に端末を取り付ける場合、捜索が行われたと言え、常習性犯罪者に SBM (衛星利用監視) を行うことができるノースキャロライナ州プログラムは合衆国憲法第4修正上の捜索に当たるとされた事例。

#### 《事実の概要》

申請人 Torrey Dale Grady は、2006年9月13日にノースキャロライナ州法違反である児童に対する強制わいせつについてした有罪答弁に基づいて有罪判決を受けた。申請人は、ノースキャロライナ州更生局 (North Carolina Department of Correction) から、SBM (衛星利用監視) を決定する

---

\* 中央大学大学院法学研究科博士課程後期課程在学中

聴聞に出席するよう通知する手紙を受領した。当該手紙は申請人に対し、彼が1977年にニューハノーヴァー郡において第2級性犯罪で有罪判決を受けたことに基づいて、常習犯の基準を満たすことがノースキャロライナ州更生局により仮決定されたことを知らせるものであり、申請人がSBMへの申込を命じられるべき者であるか否かについて、申請人が居住する郡の地裁が決定できるよう、SBM決定の聴聞に出席するよう通知するものであった。

申請人は、SBM決定の手續について棄却申立てをしたが、これを退けた点で地裁に誤りがあると主張し、異議申立てを行った。申請人は、合衆国最高裁の判断である *United States v. Jones*<sup>1)</sup> に依拠し、SBMにおいて行われる「継続的なGPSによる監視（及び監視の目的でGPS機器の装着を義務付けること）」は、不合理な搜索及び押収を受けない憲法上の権利を侵害すると主張した。

この主張に対しノースキャロライナ州 Court of Appeals は、SBMに関する先例である *State v. Jones*<sup>2)</sup> で述べられた「行政処分としてSBM手續がとられているという本件の文脈は、合衆国最高裁が証拠排除申立てという文脈における搜索の適否について検討した *United States v. Jones* の文脈と区別可能である。それゆえ、*United States v. Jones* における具体的な判断は、本件の先例とはならない。」との理由付けに従って、申請人が行った合衆国憲法第4修正に基づく異議申立てを退けた。

ノースキャロライナ州 Supreme Court は原判断を確認し、申請人の上訴を棄却した<sup>3)</sup>。

申請人は合衆国最高裁にこれらの判断の破棄を求めてサーシオレイライを申請した。合衆国最高裁はサーシオレイライを認容した。

---

1) 132 S.Ct. 945, 565 U.S. \_\_\_\_ (2012).

2) 231 N.C. App. 123; 750 S. E. 2d 883 (2013).

3) 367 N.C. 523; 762 S. E. 2d 460 (2014).

《判旨・パーキュリアム》

破棄，差戻し

申請人の異議申立てを退けるのに示された説明と云えば，*State v. Jones* から引用した一節だけである。また，その一節において我々が理解した理論は，承諾のない衛星利用監視というノースキャロライナ州の制度は合衆国憲法第4修正上の搜索を伴わないということだけである。そのような理論は当裁判所の先例と調和しない。

*United States v. Jones* において，合衆国最高裁は「政府がターゲットの車両にGPS装置を取り付け，同車両の移動を監視するために当該装置を使用することは『搜索』に当たる」と判示している。我々は，政府が，情報を取得する目的で私的財産を物理的に占拠したことの重要性を強調した。そのような事情の下では，合衆国憲法第4修正上の搜索が行われたと言えるか否かを認定するために，対象者が自己の車両の移動に対し有するプライバシーの期待について問う必要はない。*Jones* におけるように，政府が，憲法上保護された領域に物理的に侵入して情報を取得する場合，まさしく搜索が行われたと言えることは間違いない。

合衆国最高裁は，*Florida v. Jardines*<sup>4)</sup>においても，この原則を再度確認している。*Jardines* では，麻薬探知犬に被疑者宅の玄関周辺を嗅ぎまわらせたことが搜索に当たると判示した。警察官が「家屋所有者の明示又は黙示の承諾なく，家屋の隣接部分（curtilage）に物理的に立ち入り占拠して情報を収集した」からである。このような判断に照らせば，州が，対象者の移動を追跡する目的で，人の身体にその承諾なく装置を取り付ける場合，州は搜索を行っているということになる。

ノースキャロライナ州監視プログラムが行政目的のものであるという事実には，ノースキャロライナ州 Court of Appeals が決定的な重要性を置いていることは明らかである。しかしながら，合衆国憲法第4修正上の保護は，犯罪捜査の領域を越えて及ぶ<sup>5)</sup>。また，政府のとった情報収集方法が

4) 569 U.S. 1, 133 S.Ct. 1409 (2013).

5) *Ontario v. Quon*, 560 U.S. 746, 755, 130 S.Ct. 2619, 177 L. Ed. 2d 216 (2010).

搜索に該当するかどうかは、情報収集における政府の目的によって左右されるものではない。行政上の安全規則を遵守していることを確認する目的で建物検査官が住居に立ち入った場合も、第4修正上の搜索が行われたことは間違いない<sup>6)</sup>。

サーシオレイライに反対する州の準備書面 (brief) において、ノースカロライナ州は、「州による SBM プログラムの実施に関する証拠、又は、これまでにどのような情報が監視プロセスを通して取得されているかということに関する証拠」の提出を Grady に求めるという誤りを犯している。ノースカロライナ州は、州が情報を取得する活動を行っている証拠がなければ、「ノースカロライナ州が、SBM プログラムに申し込まれた犯罪者の『搜索』を行っているかどうかを当裁判所が認定し得る基礎がない」と主張している。換言すれば、ノースカロライナ州の主張は、性犯罪者に対する衛星利用監視プログラムが何らかの情報を収集していることを当裁判所が確信できないというものである。当該プログラムのまさにその名称では、この主張に反論するのに十分でないとしても、ノースカロライナ州法の文言は、反論するのに全くもって十分である。すなわち、「衛星利用監視プログラムは、以下の全てを提供するシステムを用いなければならない。

〔(1)リアルタイム (time-correlated) かつ継続的に対象者の地理的な居場所を追跡すること…。〕

〔(2)対象者が、指示され禁止された予定又は居場所の条件を破っていることを報告すること。〕

ノースカロライナ州のプログラムが情報の取得を目的とするものであることは明らかである。そして、対象者の身体へ物理的に侵入することでこれを行うため、第四修正上の搜索に該当する。

しかしながら、この結論は当該プログラムの合憲性という最終的な問題

---

6) *Camara v. Municipal Court*, 387 U.S. 523, 534, 87 S.Ct. 1727, 18 L. Ed. 2d 930 (1967).

を解決するものでない。合衆国憲法第4修正が禁止しているのは不合理な検索のみである。検索の合理性は、当該検索の性質及び目的、そして当該検索によりどの程度プライバシーの合理的期待が侵害されたかといった事情を総合して決定される。ノースキャロライナ州 Court of Appeals 及びノースキャロライナ州 Supreme Court は、当該監視プログラムが合衆国憲法第4修正上の検索に当たることを前提にした検索の合理性については検討しておらず、これを当裁判所が第1に行うことはしない。

サーシオレイライの申請を認容する。ノースキャロライナ州最高裁の判断を破棄し、本意見と矛盾しないよう、さらなる手続を行わせるため本件を差し戻す。

## 《解説》

### 1. 問題の所在

SBM（衛星利用監視）は、GPS 機器が組み込まれた装置を対象者の身体に装着させて、その移動を監視するものである。ノースキャロライナ州には、性犯罪者に対し SBM を行うことを認める法律が存在する<sup>7)</sup>。合衆国レベルでは、United States v. Jones において、対象者の承諾なく無令状で車両に GPS 装置を取り付けて、その移動を監視することが合衆国憲法第4修正上の検索に当たるとの判断が出されている。他方、ノースキャロライナ州においては、United States v. Jones の後に、SBM について State v. Jones が出されている。

このような中で、対象者の居場所をリアルタイムに追跡できるアンクル・ブレスレットの装着が合衆国憲法第4修正上の検索押収に当たるかが問題となり、ひいてはノースキャロライナ州の SBM プログラムの合憲性が問題となったのが本件である。

---

7) N.C. Gen. Stat. §§14-208. 40(a)(1), 14-208. 40B (2013).

## 2. ノースキャロライナ州 Court of Appeals の判断

ノースキャロライナ州 Court of Appeals は次のような判断であった。「被告人は、SBM において行われる『継続的な GPS による監視（及び監視の目的で GPS 機器の装着を義務付けること）』が、不合理な搜索及び押収を受けない憲法上の権利を侵害すると主張しているが、これには同意できない。

本件申請人が主張しているまさにその問題について、当裁判所は State v. Jones において検討している。State v. Jones の被告人は、SBM は対象者に『継続的な身柄の搜索を受ける』ことを要求するものである、そのような『人の身体に対する物理的な侵入は、車両に無線を取り付けることより遥かに重大であり』、SBM は被告人について、『搜索を実施すべき理由を特に明示することなく、いつでも対象者の居場所について合理性を考慮しない搜索を行える』ようにしたと主張した。彼 (State v. Jones の被告人) はさらに、当裁判所は、United States v. Jones で判断されたのと同様の分析に依拠すべきだと主張した。United States v. Jones における分析は、『第 4 修正の文言は、第 4 修正が所有権と密接に関わっていることを反映している』という理解と合致し、『少なくとも 20 世紀後半まで、第 4 修正の法理論法実務はコモン・ロー上のトレスパスと結びついていた』と述べている。それにも拘わらず、State v. Jones において当裁判所は被告人の主張を退け、United States v. Jones は先例にならないと述べ、また、State v. Martin<sup>8)</sup>により、被告人の異議申立ての主張を却下すると結論付けた。

State v. Jones において当裁判所は、被告人が『GPS を個人の車両に取り付けることが人の搜索に当たるならば、個人の身体にアンクレットを装着するという、より侵害的な行為も同様に当該個人の搜索に当たることはまず間違いない』という反対主張をしているにも拘わらず、この主張を検討した上で退けた。当裁判所は、United States v. Jones が『容易に区別可能』であり、本事案における『先例とならない』と判断した。したがっ

8) 223 N.C. App. 507, 735 S. E. 2d 238 (2012).

て、State v. Jones において『同様の問題について判断している』と結論付けねばならない。我々は、『先例が上級裁判所によって覆されない限り、』『同一裁判所の後継の裁判体として、先例に拘束される』。State v. Jones は United States v. Jones の後に判断されたものであるため、我々は依然として State v. Jones に拘束される。したがって、地裁が、被告人による SBM 決定手続きに対する棄却申立てを退けたことに誤りはなかったと結論付け、本件異議申立てを却下する。」

### 3. 先例との関係

SBM に関しては先例上2つの問題が生じていた。第1に事後法の禁止との関係、第2に搜索該当性の問題である。ノースキャロライナ州においては2006年8月16日に SBM プログラムに関する法律が規定された。そのため、SBM を受ける事由とされる犯罪が、規定が作られる以前に行われたものである場合に、事後法が問題となる。本件では、SBM の適格性については争われていないため事後法の問題は生じておらず、専ら後者の搜索該当性が問題となる。ここでは、SBM は目的及び効果から刑罰ではないため事後法条項と抵触しないというのが先例となっていることを指摘するに留める<sup>9)</sup>。

本件においてもっばら検討の対象となるのは SBM の搜索該当性である。SBM プログラムでは、GPS 受信機の入った MTD と呼ばれる装置をウエスト部分に付け、MTD から電波を受信するアンクル・プレスレットを装着する。MTD には充電が必要なため、充電器が、大抵の場合住居に置かれる。さらに、19日ごとに更生局職員によりメンテナンスが行われる。このような状況から、State v. Bowditch<sup>10)</sup>において、職員によるメンテナンスのための訪問に対象者が応じなければならないことが、不合理な搜索及び押収を禁じる合衆国憲法第4修正に違反するとの主張があり、これについて若干の言及がなされた。Bowditch は、ノースキャロライナ州 Su-

---

9) See, State v. Bowditch, 364 N.C. 335, 700 S.E. 2d 1 (2010); State v. Martin, *supra* note at 8; State v. Jones, *supra* note at 2.

10) *Id.*

preme Court では初となる SBM に関する判断であり、 捜索該当性について次のように述べた。

「有罪判決を受けた重罪犯人は、 合衆国憲法第 4 修正上のプライバシーの期待を含め、 重罪で有罪判決を受けていない国民が享受するのと同程度の憲法上の保護を享受できないことは議論の余地がない。複数件の児童に対する強制わいせつで有罪判決を受けた重罪犯人が更生局職員の訪問を受けるのは、 一般探索的な捜索を行うためではなく、 SBM システムが正しく機能しているかを確認するために過ぎない」。州 Supreme Court は、 このように理由付けて、 この種の訪問は合衆国憲法第 4 修正により禁止される捜索に当たらないことを示した。

Bowditch に続いて、 同様の事案である State v. Martin<sup>11)</sup> も、 この理由付けを適用した。Martin において被告人は、 SBM は、 被告人が執行猶予でもなく、 刑を全うし、 市民権が回復したにも拘わらず、 更生局の職員が定期的に無令状で被告人の住居に立ち入ることを許可するよう被告人に義務付けるものだと主張した。そして、 これが適用されると、 ノースキャロライナ州の衛星利用監視制度は、 合衆国憲法第 4 修正上の権利を永久的に喪失させることになる。すなわち、 SBM 制度は、 合衆国憲法第 4 修正上の権利を一生涯放棄するか、 更生局に協力しなかったとして刑事訴追を受けるかの選択を強いられる立場に被告人を置くという主張を行っていた。ノースキャロライナ州 Court of Appeals は、 Bowditch を引用して、 被告人の主張を退けた。

State v. Jones<sup>12)</sup> も Martin を踏襲したが、 GPS について扱った United States v. Jones について言及している。そこでは、 従来 of SBM に関する先例が SBM 命令に対する異議申立てであったのに対して、 United States v. Jones は証拠排除、 すなわち捜査という文脈における事案であるということから、 先例にならないと明言されている。State v. Jones では次のよう

---

11) *Supra* note at 8.

12) *Supra* note at 2.

に判断された。

「被告人は、SBMを課すことは、不合理な搜索及び押収を受けない合衆国憲法及び州憲法上の権利を侵害すると主張しているが、当裁判所（ノースキャロライナ州 Court of Appeals）は近年、State v. Martin において同様の主張を取り扱い、これを退けている。よって、被告人の主張を却下する。

本件被告人は、United States v. Jones における合衆国最高裁判決に依拠している。被告人の本質的な主張は、個人の車両にGPSを取り付けることが人の搜索に当たるならば、人の身体にアンクル・ブレスレットを取り付けるというより侵入的な行為もまた搜索に当たらなければならないということである。我々はこれに同意しない。本件で示されている事情は、Jones で示されている事情と容易に区別できる。Jones で搜索の適否について検討されているのは、証拠排除申立てという文脈においてである。それゆえ我々は、このような Jones という具体的な判断は、審理中である本件において先例としての拘束力を有しない。

さらに、当裁判所は、Jones の後に判断された State v. Martin において、SBM が被告人の合衆国憲法第4修正上の権利を侵害するという主張について取り扱い、これを退けている。

Martin を判断した裁判体は、判決に至る中で、Jones を取り上げていないように見えるが、我々は、本件で示された事情の下では Jones が先例となるとは考えない。したがって我々は、Martin における判断に拘束され、被告人の主張を却下する。」

このように、SBMに関する一連の先例は、先例の言葉を引用するばかりで、搜索該当性について実質的な検討を行っていない。

では、搜索該当性はこれまでどのように判断されてきたのだろうか。合衆国憲法第4修正は、身体、家屋、書類、所有物について不合理な搜索及び押収を受けない人民の権利を規定しており、そこに規定された権利に実効性を持たせるために、所有権との密接な関係を反映していると理解されている。このような理解に基づいて、少なくとも20世紀後半まで、搜索該

当性は所有権への物理的侵入（トレスパス）という観点から分析されてきた<sup>13)</sup>。

しかし、捜査技術の発展、法理の衰退、社会構成の変化等に伴い、もっぱら所有権に依拠する考え方からの離脱が生じた。Katz v. United States<sup>14)</sup>では、「プライバシーの正当な期待」、「プライバシーの合理的期待」という言葉が用いられ、その後の判例によって、「プライバシーの合理的期待」を侵害する行為が合衆国憲法第4修正上の搜索として捕捉されるようになっていった<sup>15)</sup>。

このような流れの中で、それまでの流れとは変わった判例が出現した。それがUnited States v. Jonesである。United States v. Jonesは、捜査機関が無令状で被疑者使用車両にGPS端末を装着し、28日間、その動静を監視したことが合衆国憲法第4修正上の搜索に当たるとされた事案である。スカリア裁判官執筆の法廷意見は合衆国憲法第4修正の第一文を挙げ、車両が第4修正上の「所有物 (effects)」であることは議論の余地がないと述べている。その上で、ターゲットの車両にGPS端末を取り付けること及び動静を監視するためにこれを使用することは搜索に当たると判示した。

Jonesの法廷意見は「GPS端末を車両に取り付けることによって、捜査機関は保護された領域に侵入した」と述べており、合衆国憲法第4修正上の搜索該当性において「保護された領域への『侵入』」を決定的な問題として理解している。

Katz以降のプライバシーに依拠した考え方は、それ以前のトレスパスに依拠した考え方を否定するものでないことはUnited States v. Jonesの

---

13) *Kyllo v. United States*, 533 U.S. 27, 31 (2001). Katz 判決以前の、トレスパスの有無を基準とする判例として、*See Olmstead v. United States*, 277 U.S. 438 (1928); *Goldman v. United States*, 316 U.S. 129 (1942); *Silverman v. United States*, 365 U.S. 505 (1961).

14) 389 U.S. 347 (1967).

15) *Smith v. Maryland*, 442 U.S. 735 (1979).

法廷意見が指摘する通りである。合衆国憲法第4修正が制定された当時に保障されていた権利の程度が損なわれないように、プライバシーという異なる観点から捕捉したと理解すべきであろう。このような理解に立てば、トレスパス・テストとプライバシー・テストが判断する捜査機関の行為は、それぞれ異なる態様のものとなり得る。それゆえ、どちらを適用して判断するかは、具体的な事案において、どのような利益を問題とすることに左右されることとなる。Jonesの法廷意見が冒頭で、車両を第4修正上に列挙される「所有物」であることを確認したのもこの趣旨と理解できよう。Jonesにおいては、装着という態様に着目し、まさに所有権への物理的な侵入であると判断されている。したがって、所有権への物理的な侵入を伴う行為は合衆国憲法第4修正上の問題となり得ることを示した判断だと理解できる。そうすると、「身体」も合衆国憲法第4修正に列挙されており、そこに端末を装着するという態様で行われるSBMもまた同様に、合衆国憲法第4修正上の搜索として問題となるのである。

さらに、State v. Jonesは、United States v. Jonesについて、証拠排除の文脈における判断であるため先例にならないと述べている。これは、United States v. JonesにおけるGPSの装着が捜査として行われたものであるのに対し、SBMは刑に服した後に行われる行政の規制プログラムであることを決定的な差異と理解していることに基づく。Gradyはこの理解を、2つの要素、すなわち、①合衆国憲法第4修正の射程と、②行為の目的に分解して否定した。第4修正の射程については、Gradyは先例を挙げて、合衆国憲法第4修正上の保護は、犯罪捜査の領域を越えて及ぶことを指摘し、刑に服した後にも及ぶことを示している。そして行為の目的については、安全規則を遵守しているか確認するという行政目的で行われた立入検査が合衆国憲法第4修正上の搜索に当たるとされた判例を引いて、情報収集の目的如何は搜索該当性に影響しないことを確認している。

GradyではさらにFlorida v. Jardinesについても言及されている。Florida v. Jardinesは、麻薬探知犬に被疑者宅の玄関周辺を嗅ぎまわらせたことが搜索に当たるとされた事案である。そこでは、トレスパス・テストに

より搜索該当性を肯定した *United States v. Jones* を引用して、捜査機関が憲法上保護された領域に物理的に侵入して情報を取得する場合には搜索に当たるといふ原則が確認された。

*State v. Martin* まで、合衆国憲法第 4 修正との関係で光が当てられていたのは、SBM のメンテナンスのために行われる更生局職員の訪問、すなわち「住居への立入」であったことは重要である。Katz から *United States v. Jones* が出されるまで、トレスパス・テストが廃止されプライバシー・テストへと移行したと考えられていたために、この住居への立入が、プライバシーを侵害するという主張がなされていたのである。しかし、*United States v. Jones* においてトレスパス・テストに依拠して判断がなされたため、*State v. Jones* はこれを意識した形で、被告人の主張を「本質的には、個人の車両に GPS を取り付けることが搜索に当たるのならば、身体にアンクル・プレスレットを取り付けるという、より侵襲的な行為もまた搜索に当たる」ということだと理解した。Martin までとは異なり、住居への立入ではなく、「身体への装着」という側面に光が当てられていることがわかる。*Grady* において合衆国最高裁が、*Jardines* についても言及しているのは、SBM のメンテナンスとして行われる「住居への立入」という従来問題として生じていた側面についても対応するためでもあったと理解できる。

#### 4. 本件の意義

SBM は対象者の身体に GPS 装置を取り付ける態様で行われる。本件は、物理的侵入を伴う行為が合衆国憲法第 4 修正上の搜索に当たるとは *United States v. Jones* において既に判例となっていること、そして、そのような態様で情報を取得する行為が、犯罪捜査のためではなく行政目的で行われたとしても合衆国憲法第 4 修正上の搜索に当たるとは既に判例となっていることから、パーキュリアムで簡潔に判断したと考えられる。

本件は、*United States v. Jones* が証拠排除の文脈における判断で SBM の先例とならないとした *State v. Jones* を破棄した。合衆国憲法第 4 修正上の保護につき射程と目的を限定していた *State v. Jones* を破棄したこと

で、あらゆる場面において、少なくとも物理的侵入を伴う行為は全て合衆国憲法第4修正上の問題を生じさせるという搜索法理を再度確認したと言える。*Jardines*と同様に、物理的侵入を伴うケースには *United States v. Jones* が広く妥当することを確認した判断と言えよう。

本件は、あくまでノースカロライナ州のSBMプログラムが合衆国憲法第4修正上の搜索に当たることが指摘されたに過ぎず、プログラムの合憲性については課題として残された。

*United States v. Jones* は、GPS 端末の取付及び使用が搜索に当たることを示した上で、これが無令状で行われたことを問題とした。この点、SBMプログラムは、捜査としてではなく、刑を全うし市民権を回復した者への規制として行われるものである。そのため、令状を入手することは適切な規律とはなり得ない。搜索の性質及び目的、当該搜索によりどの程度プライバシーの合理的期待が侵害されたかといった事情を総合して、SBMプログラムの搜索としての合理性審査が行われることになるだろう。